

## 新旧対照表

## 平成元年3月1日付直法2-1「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)関係

(注) アンダーラインを付した場所が修正箇所である。

修正案	原案
<p>(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)</p> <p>2 法人(消法第9条第1項本文(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定により消費税を納める義務が免除されるものを除く。以下3の2までにおいて同じ。)が行う取引に係る消費税等の経理処理につき、当該法人の行う全ての取引について税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかの方式に統一していない場合には、その行う全ての取引についていずれかの方式を適用して法人税の課税所得金額を計算するものとする。ただし、法人が売上げ等の収益に係る取引につき税抜経理方式で経理をしている場合において、固定資産、繰延資産及び棚卸資産(以下「固定資産等」という。)の取得に係る取引又は販売費及び一般管理費等(以下「経費等」という。)の支出に係る取引のいずれかの取引について税込経理方式で経理をしたときは、当該取引については税込経理方式を、当該取引以外の取引にあつては税抜経理方式を適用して法人税の課税所得金額を計算する。</p> <p>(注) ただし書の適用に当たっては、固定資産等のうち棚卸資産の取得に係る取引について、固定資産及び繰延資産と異なる方式を適用した場合には、継続して適用した場合に限りその適用した方式によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 個々の固定資産等又は個々の経費等ごとに異なる方式を適用しない。</p> <p>(2) 消費税と地方消費税について異なる方式を適用しない。</p>	<p>(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)</p> <p>2 法人(消法第9条第1項本文(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定により消費税を納める義務が免除されるものを除く。以下3の2(仮受消費税等又は仮払消費税等と異なる金額で経理をした場合の取扱い)までにおいて同じ。)が行う取引に係る消費税等の経理処理につき、当該法人の行う全ての取引について税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかの方式に統一していない場合には、その行う全ての取引についていずれかの方式を適用して法人税の課税所得金額を計算するものとする。ただし、法人が売上げ等の収益に係る取引につき税抜経理方式で経理をしている場合において、固定資産、繰延資産及び棚卸資産(以下「固定資産等」という。)の取得に係る取引又は販売費及び一般管理費等(以下「経費等」という。)の支出に係る取引のいずれかの取引について税込経理方式で経理をしたときは、当該取引については税込経理方式を、当該取引以外の取引にあつては税抜経理方式を適用して法人税の課税所得金額を計算する。</p> <p>(注) ただし書の適用に当たっては、固定資産等のうち棚卸資産の取得に係る取引について、固定資産及び繰延資産と異なる方式を適用した場合には、継続して適用した場合に限りその適用した方式によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 個々の固定資産等又は個々の経費等ごとに異なる方式を適用しない。</p> <p>(2) 消費税と地方消費税について異なる方式を適用しない。</p>

修正案	原案
<p>(控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定)</p> <p>14 の3 税抜経理方式を適用することとなる法人が国内において行う課税仕入れ等(消法第2条第1項第7号の2(定義)に規定する適格請求書発行事業者以外の者から行った同項第12号に規定する課税仕入れ(特定課税仕入れ並びに消法令第46条第1項第5号及び第6号(課税仕入れに係る消費税額の計算)に掲げる課税仕入れを除く。)を除く。)につき、<u>消法第30条第2項(仕入れに係る消費税額の控除)のほか</u>、例えば、次の規定の適用を受ける場合には、当該規定の適用を受ける取引に係る仮払消費税等の額は、控除対象外消費税額等となることに留意する。</p> <p>(1) 消法第30条第7項及び第10項から第12項まで(同条第7項及び第11項にあっては、ただし書を除く。)</p> <p>(2) 消法第36条第5項(納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)</p>	<p>(控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定)</p> <p>14 の3 税抜経理方式を適用することとなる法人が国内において行う課税仕入れ等(消法第2条第1項第7号の2(定義)に規定する適格請求書発行事業者以外の者から行った同項第12号に規定する課税仕入れ(特定課税仕入れ並びに消法令第46条第1項第5号及び第6号(課税仕入れに係る消費税額の計算)に掲げる課税仕入れを除く。)を除く。)につき、例えば、次の規定の適用を受ける場合には、当該規定の適用を受ける取引に係る仮払消費税等の額は、控除対象外消費税額等となることに留意する。</p> <p>(1) 消法第30条第7項及び第10項から第12項まで(同条第7項及び第11項にあっては、ただし書を除く。)<u>(仕入れに係る消費税額の控除)</u></p> <p>(2) 消法第36条第5項(納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)</p>

平成元年3月29日付直所3—8、直資3—6「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)関係

(注) アンダーラインを付した場所が修正箇所である。

修正案	原案
<p>(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)</p> <p>2 個人事業者(消法第9条第1項本文(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定により消費税を納める義務が免除されるものを除く。以下3の2までにおいて同じ。)が行う取引に係る消費税等の経理処理につき、当該個人事業者の行う全ての取引について税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかの方式に統一していない場合には、その行う全ての取引についていずれかの方式を適用</p>	<p>(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)</p> <p>2 個人事業者(消法第9条第1項本文(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定により消費税を納める義務が免除されるものを除く。以下3の2(仮受消費税等又は仮払消費税等と異なる金額で経理をした場合の取扱い)までにおいて同じ。)が行う取引に係る消費税等の経理処理につき、当該個人事業者の行う全ての取引について税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかの方式に統</p>

修 正 案	原 案
<p>して所得税の課税所得金額を計算するものとする。</p> <p>(注) 1 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得（以下「事業所得等」という。）を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務を行う場合には、当該所得の種類を異にする業務ごとに上記の取扱いによることができるものとする。</p> <p>2 譲渡所得の基因となる資産の譲渡で消費税が課されるものに係る経理処理については、当該資産をその用に供していた事業所得等を生ずべき業務と同一の方式によるものとする。</p> <p>3 消費税と地方消費税は同一の方式によるものとする。</p> <p><b>(控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定)</b></p> <p>11 の3 税抜経理方式を適用することとなる個人事業者が国内において行う課税仕入れ等（消法第2条第1項第7号の2（定義）に規定する適格請求書発行事業者以外の者から行った同項第12号に規定する課税仕入れ（特定課税仕入れ並びに消法令第46条第1項第5号及び第6号（課税仕入れに係る消費税額の計算）に掲げる課税仕入れを除く。）を除く。）につき、<u>消法第30条第2項（仕入れに係る消費税額の控除）</u>のほか、例えば、次の規定の適用を受ける場合には、当該規定の適用を受ける取引に係る仮払消費税等の額は、控除対象外消費税額等となることに留意する。</p> <p>(1) 消法第30条第7項及び第10項から第12項まで（同条第7項及び第11項にあっては、ただし書を除く。）</p> <p>(2) 消法第36条第5項（納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整）</p>	<p>一していない場合には、その行う全ての取引についていずれかの方式を適用して所得税の課税所得金額を計算するものとする。</p> <p>(注) 1 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得（以下「事業所得等」という。）を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務を行う場合には、当該所得の種類を異にする業務ごとに上記の取扱いによることができるものとする。</p> <p>2 譲渡所得の基因となる資産の譲渡で消費税が課されるものに係る経理処理については、当該資産をその用に供していた事業所得等を生ずべき業務と同一の方式によるものとする。</p> <p>3 消費税と地方消費税は同一の方式によるものとする。</p> <p><b>(控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定)</b></p> <p>11 の3 税抜経理方式を適用することとなる個人事業者が国内において行う課税仕入れ等（消法第2条第1項第7号の2（定義）に規定する適格請求書発行事業者以外の者から行った同項第12号に規定する課税仕入れ（特定課税仕入れ並びに消法令第46条第1項第5号及び第6号（課税仕入れに係る消費税額の計算）に掲げる課税仕入れを除く。）を除く。）につき、例えば、次の規定の適用を受ける場合には、当該規定の適用を受ける取引に係る仮払消費税等の額は、控除対象外消費税額等となることに留意する。</p> <p>(1) 消法第30条第7項及び第10項から第12項まで（同条第7項及び第11項にあっては、ただし書を除く。）<u>（仕入れに係る消費税額の控除）</u></p> <p>(2) 消法第36条第5項（納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整）</p>